

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例(平成21年10月13日京都市条例第21号)(野外活動施設花背山の家事業課)

京都市野外活動施設花背山を家の利用者の拡大を図るため、1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで以外の休所日を廃止することとしました。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第21号

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第4条中「国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる月曜日を除く月曜日（2月、5月、6月及び7月20日から8月31日までの間の月曜日を除く。）、9月及び11月24日から12月21日までの間の火曜日（当該火曜日が休日に当たる場合を除く。）並びに」を削る。

第8条第2項第3号中「児童福祉法に規定する」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（野外活動施設花背山の家事業課）